

## 記載例

# 契約書見本

契約を締結する場合の参考としてください。

なお、契約の相手方が作成した契約書を使用する場合は、本参考様式の内容が具備されている必要があります。

また、契約は、候補者と事業者又は個人との契約になります。

(参考様式)

選挙運動用自動車運送契約書  
(ハイヤー契約)



令和5年4月23日執行の森町議会議員選挙候補者 森町 一郎 (以下「甲」という。)と、株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号
普通自動車	函館300あ1234

(2) 契約期間

令和5年4月18日から令和5年4月22日まで(5日間)  
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。。

(3) 契約金額300,000円(消費税額等含む。)

(内訳 1日当たり60,000円(消費税額等含む。) $\times$ 5日間)

ただし、(2)のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、森町には請求ができない。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年〇月〇日

甲 住 所 北海道茅部郡森町字御幸町1番地  
氏 名 森 町 一 郎 (印)

乙 住 所 北海道茅部郡森町字〇〇町△△番地  
株式会社 〇〇  
氏 名 代表取締役 □□ 〇〇 (印)

(参考様式)

選挙運動用自動車賃貸借契約書  
(個別契約)

令和5年4月23日執行の森町議会議員選挙候補者 森町 一郎 (以下「甲」という。)と、株式会社〇〇 代表取締役□□ 〇〇 (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号
普通自動車	函館300あ1234

(2) 契約期間

令和5年4月18日から令和5年4月22日まで(5日間)

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。

(3) 契約金額80,000円(消費税額等含む。)

(内訳 1日あたり16,000円(消費税額等含む。)×5日間)

ただし、(2)のただし書きに該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、森町には請求ができない。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年〇月〇日

甲 住 所 北海道茅部郡森町字御幸町1番地  
氏 名 森 町 一 郎 ①

乙 住 所 北海道茅部郡森町字〇〇町△△番地  
株式会社 〇〇  
氏 名 代表取締役 □□ 〇〇 ①

(参考様式)

選挙運動用自動車燃料供給契約書  
(個別契約)

令和5年4月23日執行の森町議会議員選挙候補者 森町 一郎 (以下「甲」という。)と、株式会社△△ 代表取締役△△ ○○ (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 供給を受ける自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号
普通自動車	函館300あ1234

(2) 供給期間 令和5年4月18日から令和5年4月22日まで

(3) 契約単価 160円/l(消費税額等含む。)

(4) 契約金額 供給期間中の供給総量に契約単価を乗じて得た金額

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、森町には請求ができない。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年○月○日

甲 住 所 北海道茅部郡森町字御幸町1番地  
氏 名 森 町 一 郎 ⑩

乙 住 所 北海道茅部郡森町字○○町△△番地  
株式会社 △△  
氏 名 代表取締役 △△ ○○ ⑩

(参考様式)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書  
(個別契約)

令和5年4月23日執行の森町議会議員選挙候補者 森町 一郎 (以下「甲」という。)と、  
さわら 二郎 (以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の  
運転業務について、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

車 種	登録番号又は車両番号
普通自動車	函館300あ1234

(2) 運転する期間 令和5年4月18日から令和5年4月22日まで(5日間)  
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、その事由が生じた日までとする。

(3) 契約金額62,500円(消費税額等含む。)

(内訳 1日当たり12,500円(消費税額等含む。) $\times$ 5日間)

ただし、(2)のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて  
得た額とする。

第2条 この契約に基づく契約金額について、乙は、森町議会議員及び森町長の選挙における選  
挙運動の公費負担に関する条例に基づき森町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を  
遅滞なく行わなければならない。

なお、森町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やか  
に支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、森町に  
は請求ができない。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲と乙が協議  
して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年〇月〇日

甲 住 所 北海道茅部郡森町字御幸町1番地  
氏 名 森 町 一 郎 (印)

乙 住 所 北海道茅部郡森町字〇〇町△△番地  
氏 名 さわら 二 郎 (印)



